


【沼田市】飼い犬の登録などの手続きについて

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬を飼った場合には、生後90日を経過した日）から30日以内にその犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請する義務があります。

沼田市は狂犬病予防法の特例制度に参加しているため、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録すると、本市に犬の登録の申請等があったとみなされるとともに、装着されているマイクロチップが犬の鑑札とみなされることとなります。よって市の窓口での手続きが不要となります。

マイクロチップの装着の有無により、手続きが異なるため、下表をご確認ください。

	マイクロチップを装着している犬	マイクロチップを装着していない犬
犬を飼い始めた	環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より所有者情報の変更登録をしてください。 変更登録はこちらから https://reg.mc.env.go.jp/ 	環境課窓口で新規登録をしてください。 （手数料3,000円） ※市と委託契約している動物病院（アミ動物病院、CDS ペットクリニック、林動物病院）、集合注射会場でも手続きできます。
沼田市へ転入	環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より登録事項を変更してください。	環境課窓口で住所等の変更届を提出し、市町村の鑑札と沼田市の鑑札を交換します。 （手数料無料、持ち物：旧市町村の鑑札） ※旧鑑札を紛失した場合は、沼田市の鑑札を再交付します。（手数料1,600円）
市内での転居	環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より登録事項を変更してください。	環境課に電話連絡または変更届を提出してください。
犬を譲り受けた	環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より所有者変更登録をしてください。	環境課に電話連絡または変更届を提出してください。
沼田市外へ転出	自治体により手続きが異なりますので、転出先の自治体に問い合わせください。	自治体により手続きが異なりますので、転出先の自治体に問い合わせください。
飼い犬が亡くなった	環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より死亡の届出をしてください。	環境課に電話連絡または変更届を提出してください。

○狂犬病予防注射の手続き

集合注射会場または動物病院で毎年1回予防注射を受けてください。

登録済みの犬は、市より狂犬病予防注射のお知らせのハガキを送付しますので、注射を受ける際にご持参ください。

集合注射会場、市と委託契約している動物病院（アミ動物病院、CDS ペットクリニック、林動物病院）以外の動物病院で予防注射を受けた場合は、注射接種証明書と手数料550円をご持参のうえ、環境課で手続きしてください。

【担当窓口】 沼田市役所 環境課 環境保全係
住所：沼田市下之町888番地 テラス沼田3階 11番窓口
TEL:0278-23-2111（内線3075）